

多元的社会における宗教教育—イギリスを事例に—

鈴木 俊 之

Religious Education in a Pluralist Society: The Case of England and Wales

SUZUKI Toshiyuki

はじめに

イギリス（イングランド・ウェールズ）では1870年に基礎教育法が成立して以来現在に至るまで、宗教教育¹が公営学校において行われているが、その理由の一つとして公教育に関する国家と教会の二重支配が挙げられる。つまり古くから民衆の教育が教会などの有志団体の手によって担われており、基礎教育制度を確立するためには民間セクターを取り入れなければならなかったため、公教育制度の中に教会の影響が残ったのである。

民衆の教育に対する国家と教会の関係は、それまで社会の公的領域を占めていた教会がそこから私的領域に閉じこめられるといった、近代社会によく見られる流れと同じく、時代が下がるにつれて国家が教会に対して優位に立つように変化してきた。しかしながら、イギリス教育史を見れば分かるようにその推移はそれほど単純なものではなく、教育に関する重要な案件が議題に上ると、国教会派や非国教会派、その政治的代理人である保守党・自由党・労働党などの政党や教員団体などが、熾烈に教育をめぐる争ったのである。このような中で特に宗教教育に関して注目されるのが、当初必修ではなかった宗教教育が1944年教育法では唯一の必修教科として規定され、またその地位が1988年教育改革法でも変わらない、それどころか、見方によれば強化されていることである。

イギリスは20世紀初頭から世俗化が進んでいるといわれ、工業化も進んでいる先進国である。また第二次世界大戦後には大量の移民を受け入れ、社会の多元化も進んでいる。歴史的な経緯があるとはいえ、依然として宗教教育が公教育の一角を占めていることは、世俗化・多元化が進んでいる教育分野に様々な問題を生じさせている。そのためイギリスでは、その是非や時代にあった教授法や教科内容の検討から教員の養成問題に至るまで幅広く論じられている²。

我が国でもイギリスの宗教教育の先行研究として、教科内容の変化や教員養成の問題、また宗教教育に関する法規については紹介され、論じられている³。ただ宗教教育を必修化した1944年教育法とそれを踏襲した1988年教育改革法の宗教教育に関する法的・制度的意味については、紹介をこえたレベルで論じられたことはほとんどない。しかし世俗的な社会で宗教教育を成立させ

るためには、当然教科内容面だけでなく制度的工夫がなされているはずである。イギリスと同様に世俗化が進み、近い将来より一層の多元化が進んでいくと考えられる日本においても、多様な価値が公教育の現場に流れ込んでくることを考慮すると、現在のイギリスが宗教教育という価値の衝突が不可避である教科をいかに成立させているのか、そのためにはどのような制度・枠組みがつくられているのかを検討することは、非常に意義のあることであるといえよう。

従って本稿では、多元的社会の中で宗教教育の実行を可能にしている制度的側面に注目する。特に1944年教育法と1988年教育改革法の規定を中心に考察し、イギリス社会の変化に対応した変化が法律に現れていることを示す。そして1988年教育改革法において注目されるに至った宗教教育審議会(Standing Advisory Council on Religious Education 以下SACREと略)についてその役割と機能を考察し、多元的社会における宗教教育の可能性について検討したい。

1. 1944年教育法の法的枠組み

(1) 1944年教育法以前の宗教教育の枠組み

イギリスでは1870年に基礎教育法が施行されたが、それまで民衆の教育を実行してきたのは国民協会や内外学校協会のような英国国教会派や非国教会派をベースとする有志団体であった。そのため国家による公教育政策は両派の利害対立の中で影響を受け、妥協を余儀なくされることになった⁴。また1870年基礎教育法の起草者でもあるフォスター(Foster, W.E.)もそのような状況の中で、既存のシステムを破壊することを意図せず、逆にそれを使えば余分なコストがかからないと考えていた⁵。そのため教会によって設立されていた既存の有志団体立学校をベースとして、公教育が開始されたのである。従って多くの学校では宗教教育がカリキュラムの中に組み込まれていたのは当然であった。また有志団体立学校がない地域などにつくられる補完的な性質を持っていた公立学校でも、必修ではなかったが基本的に宗教教育は行われることになったのである⁶。

しかしこの時問題になったのが、児童が本人や親の信仰する宗派と違う学校に行かなければならない時にどうすべきなのか、また公立学校ではどのような宗教教育をすべきか、といったことであった。まず前者の問題に関しては、良心条項と呼ばれる規定がつけられた。これは有志団体立学校は国庫からの補助金を受け取る条件として、他宗派の児童を受け入れその良心権を保護しなければならない、とした1846年の覚書に始まる規定であり、1870年基礎教育法では公費を受け取る学校では、親が宗教教育から自分の子どもを退出させる権利と規定されている(第7条第1項、第2項)。後者に関しては、クーパー・テンブル(Cowper-Temple, W.F.)が発議したクーパー・テンブル条項によって解決が図られた。これは1870年基礎教育法では「学校において、ある特定宗派に特徴的な教理問答集あるいは儀式書は教えられるべきではない(第14条第2項)」と規定されている⁷。その後1902年教育法では教師に対する良心条項が付け加えられたが、基本的には1870年基礎教育法の宗教教育に関する規定を再確認している⁸。以上の二つの条項は、イギリスの宗教教育を行う上での二大原則といえ、現在まで残っている。

(2) 1944年教育法における宗教教育の枠組み

1944年教育法で宗教教育は唯一の必修科目として規定され、その枠組みのもとで40年以上イギ

リスの宗教教育は行われることとなったが、その枠組みを検討する前に、なぜこの法律で宗教教育が必修教科になったのかを少し見ておこう。様々な理由が考えられるが、一つの理由として第二次世界大戦が民主主義対全体主義の様相を示し、その民主主義の基礎がキリスト教道徳にあるという議論がこの法律の背景にあり、このことが必修化に対してさほど大きな論争にならなかった遠因だと考えられている⁹。また別の理由として第二次世界大戦後の社会で宗教が真剣に取り扱われるためには必修化するしかないという、世俗化の進行に対する教会の抵抗があったことが挙げられる¹⁰。つまり国教会派は自らの学校だけでなく公立学校をも含めたすべての学校に対して、キリスト教の影響力を維持させる意図で、宗教教育の必修化を強く望み、その代わりにこの法律で見られる有志団体立学校に対する公的支配の拡大（公費負担の割合に応じて三種類に分けられ、自派の宗教教育をする自由度も変わる）を「取引」として受け入れたのである¹¹。

さて、以上のような状況でつくられた1944年教育法の宗教教育に関する規定の中で多元的社会の観点から重要だと思われる特徴を見てみよう。

まず一点目として、良心条項が規定されていることが挙げられる。これによって信教の自由が児童・生徒や親・教師に保障されている。

二点目として公立学校における宗教教育（宗教教授・集団礼拝）は非宗派的なものでなければならなかったことである。公立学校での宗教教育が非宗派的であったのはクーパーテンブル条項の再確認だが、ここで注目されるのはアグリードシラバスの授業での使用を義務とした点である。1870年基礎教育法が施行された当時の宗教教授は、単に聖書の講読と簡単な注釈であった。その後20世紀に入ってからLEA（地方教育当局）と教会の間で協力関係が生まれ、「すべての宗教団体によって受容されるような宗教教授に関する協定要目（シラバス）」を目指してつくられたのがアグリードシラバスである¹²。1920年代初期からLEAによってはこれを採用し使用してきた。そのシラバスを1944年教育法では、LEAが任命するアグリードシラバス作成委員会（以下シラバス作成委員会と略）が作成または選定して、それをLEAが採択すると規定したのである。そしてその委員会は国教会（ウェールズ・モンマスシャーを除く）、その地域を代表するその他の宗派、教員団体、LEAから構成されることと規定している。

三点目として、LEAは望めばSACREを設立することができると規定されたことである。このSACREというのはシラバスを用いる宗教教授に関して、特に教授方法、書物の選定、教師への講義の提供をLEAに助言することを目的とする審議会として規定されている。またその委員を任命する方法、任期、退職の条件はLEAによって決定され、SACREの設置の必要性などに関するシラバス作成委員会の勧告をLEAは考慮しなければならない、となっている。

以上の三点について多元的社会での宗教教育といった観点から見ると、児童・生徒や親、教師の信教の自由に関する権利を保障するための法律が詳細に規定され、クーパーテンブル条項も遵守された点は評価できる。これらの措置は世俗化が進み、様々な宗派が存在している社会で宗教教育を行うためには必要なことであろう。また教育内容や方法が地方に任されたこと、義務ではなく常設する必要もないが宗教教育をモニタリングするSACREの設立をLEAに認めたこと、さらにシラバス作成委員会が地域の宗派、教員、LEAの代表者から構成されることを法律が定めているのも評価できる。なぜならこのことによって地域の人々が宗教教育に参加し折衝することが可能になり、地域の実情にあわせた宗教教育やシラバスづくりができるようになったからであ

る。

以上のような規定がつけられたのは、世俗化が進展しており、様々な宗派が存在する多元的状况のためであった。もちろん当時の状況から判断すると多元的であるといってもキリスト教（ないしはユダヤ・キリスト教）しか念頭に置かれていないのはいまでもない。しかしこの法律の持つ意義は、宗教教育が地域に開かれ、それに関する折衝を可能にする場がつけられたことにある。この意義について詳しくは後述するが、これらの規定のもと、キリスト教も多様な宗教の一つとなる戦後の多元的社会の中で、宗教教育は発展していくのであった。

2. 1988年教育改革法の法的枠組み

(1) 1988年教育改革法における変更点

1988年教育改革法における宗教教育の規定は、過去の実践を踏襲しながらもその間の変化を考慮しており、また多元的社会での宗教教育を考える上で重要な枠組みを提供する法律となっている¹³。以下、1988年教育改革法に至るまでの経緯を簡単に述べたあと、その変更点を検討し、あるべき多元的社会における宗教教育の枠組みについて検討したいと思う。

1944年教育法の成立後、イギリスの宗教教育に対して大きな影響を与えたのは、世俗化のさらなる進行と移民の流入による社会の多元化である¹⁴。その影響はシラバスの内容の変化に顕著に現れている。大きくこの流れを見てみると、戦後直後のシラバスは信仰告白的であったが、それが60年代に入り児童中心主義的なシラバスが現れ、その後70年代に入り外在的・現象学的と呼ばれるシラバスが出現した¹⁵。この変化にはいくつかの要素があるが、その中で注目されるのは、教えるべき宗教として1944年当時には暗黙の了解のもとにキリスト教だけが想定されていたのに対して、1970年代以降はキリスト教以外の宗教が含まれるようになったことである。これはもちろん移民の流入による多元化という事態が影響を与えた結果だが、特に移民を多数抱える大都市部のシラバスはその地域に存在する主要な他宗教の存在を含んでいた。1944年教育法の規定では宗教教育で教えるべき宗教を特に定めていなかったが、これは先述したように宗教といえばキリスト教であるといった共通理解があったからである。しかし規定されていないのでその分柔軟に対応できる部分があった。従ってLEAによっては、多元的なシラバスをつくることができたのである。他方、多元的なシラバスをつくる必要性がない地域では、1980年代に入ってからでも1920年代の古いシラバスを使っていたのは事実である¹⁶。

このような状況で1988年教育改革法は制定されたが、宗教教育についての基本的な枠組みは1944年教育法のそれを踏襲している。つまり良心条項やクーパー・テンブル条項などは基本的に変わっていない。しかしながら次の二点が大きな変更点として挙げられるだろう。(1) 宗教教育・集団礼拝のキリスト教化、(2) 常設機関としてのSACREの設立である。

一点目に関しては、宗教教育はナショナルカリキュラムとならぶ基礎カリキュラムとして、国の規定を受けない必修教科となったが、その扱いに関してかなりの変化があった。具体的にいうと、宗教教育に関しては、アグリードシラバスがキリスト教的でなければならないが同時にその他の宗教に対する配慮しなければならないと規定している（第8条第3項）。集団礼拝に関しては、公営学校に通う全児童・生徒が集団礼拝に参加しなければならないこと、公立学校の集団礼

拝はキリスト教的でなければならないことを規定している（第6条第1項、第7条第1項）。

こうしたシラバス・集団礼拝のキリスト教化という規定は、特に教育改革法が保守党政権による教育改革の集大成的な意味合いがあることを考慮すると、一見すると時代に逆行しているように見える。例えば次のような批判がだされている。「イスラム教徒は世俗的教育課程、多文化教育の基盤、学校入学許可に関する政府の政策、宗教教育、集団礼拝がヨーロッパ中心主義とキリスト教中心主義を強めるかもしれないことをおそれている」¹⁷。そしてこれ以外にも多くのマイノリティが、この規定を教化的な宗教教育への後戻りと解釈している。しかし実際には、詳細に検討すると1988年教育改革法の規定はそれほど反動的なものではなく、逆に優れた点もあることが分かる。ただ宗教教育と集団礼拝はその性質を異とするものであり、両方を一緒に論じることは少し乱暴である。そこでそれぞれを個別に検討してみよう。

まず宗教教育・シラバスに関しては、確かに、1944年当時よりも多元化が進んでいることを考慮すると、キリスト教の文言を入れることは時代の流れに逆行している感は否めない。だが、この規定をキリスト教への後戻りとししか解釈しないのは「皮相な読み」である¹⁸。なぜなら1988年教育改革法で教えられるべき宗教がキリスト教だけでないことが明記されたからである。1944年教育法下では、宗教はキリスト教を主に意味したため、マイノリティが多い都市部は別として、キリスト教徒が大多数の地区での宗教教育はキリスト教に特化した古いシラバスが80年代に入っても使われていた。しかし1988年教育改革法での規定はそのような地区のシラバスが多面的社会となった現在のイギリスにあっていないことを示唆し、これから採択されるシラバスは多面的でなければならないことを法律が要請しているのである¹⁹。

従って1988年教育改革法のシラバスに関する変化は、決して過去への反動といったものではなく、1944年教育法において曖昧であった部分を明確化し、移民の流入による社会の多元化という戦後の変化を受け止めたものであったといえるであろう。そのことは、シラバスがキリスト教以外の宗教も配慮するよう規定され、またシラバス作成委員会にマイノリティが参加できることから分かる。そしてその運営が地方に任せられていることも、地域に密着し、地方の実状にあわせてシラバスがつくられ得ると評価できよう。

次いで集団礼拝に関しては、基本的にはアグリードシラバスへ加えられた変更と同様な変更が1944年教育法に対して加えられている。つまりキリスト教の明示と他宗教への配慮である。しかし宗教教育でキリスト教を学ぶことが明示されても、多面的で客観的な学習を進めることが可能であるのに対して、集団礼拝はそういったことは可能なのだろうか。特に宗教教育が過去において外在的アプローチをとるなどして発展したのに対し、集団礼拝は教育というよりも宗教行事の色彩が強く、学校では不適當だと考えられるようになっていた。実際、宗教教育関係者の間においてさえ、集団礼拝の役割についてはより探求する必要があると考えられており、多くの学校で集団礼拝が世俗化した集会になっていることを考慮すると、集団礼拝を学校で行うことは問題であろう²⁰。

政府は集団礼拝を、子どもに神を崇拝し、精神的、道徳的事柄を考慮し、自分の信仰を探求する機会を与えるだけでなく、共同体の精神、共通のエートス、共有された価値を発達させる機会を与える活動としている²¹。従ってキリスト教的な集団礼拝は、知識の急激な増加やテクノロジーの進歩、また移民の増加などによって多様な価値観がある社会に「ある種の一体感と共有された

考え方を持ち込もうとした努力」であると考えられる²⁾。しかし公立学校は様々な宗教や宗派の子どもや無信仰の子どもと一緒に学んでいる所であり、その意味で、宗教的共同体ではない。そのような中でキリスト教の教義を信じていることが前提とされるキリスト教的な礼拝が必修となるのは、信教の自由の点から見て適切であるとは思われない³⁾。またこのような集団礼拝を嫌って親が子どもを退出させる権利を行使すると、社会に統一感をもたらそうという政府の意図とは異なってくると思われる。これは多元的社会にも拘わらずキリスト教的な集団礼拝を行おうとするこの規定の限界であるといえる。

(2) SACREの役割と機能、その問題点

以上のような宗教教育と集団礼拝を行う上で生じる問題を調停、解決するための機関が、二点目に挙げたSACREである。前述したように1944年教育法でその設立がLEAに認められており、SACREが賢明で有益な助言を与えたLEAもあるといわれているが、実際に重要な影響力を持っているかどうかについては疑問視されていた⁴⁾。それに対し1988年教育改革法は、この機関を常設とし、SACREの役割に公立学校での集団礼拝のあり方についてアドバイスすることと、SACREのメンバーにシラバス作成委員会と同じくその他の宗教の代表が参加することを付け加えた(第11条から第13条)。

ここでSACREの果たす役割を確認しておこう。それはLEAがSACREに問い合わせた時もしくは、SACREが適当だとみなした時に、公立学校における集団礼拝に関することそしてシラバスを用いる宗教教育についてアドバイスをすることなどである。また教授法や教材の選択、教師のためのトレーニングの用意などのアドバイスなども含まれる。そしてSACRE内のLEA以外のメンバーは現在使われているシラバスに対していつでも再検討を要求できる、などである。またSACREは自らの活動に関して毎年年度報告を発行しなければならない。その内容は、①LEAに対してなされた助言、②その助言の性質、③LEAによって言及されていない事柄へ助言をした理由となっている。従ってSACREは、シラバス作成委員会がつくったシラバスと公立学校で行われる宗教教育や集団礼拝をモニタリングする、いわば司法的な役割をする機関といえよう。

以上のような役割を果たすことが期待されているSACREだが、実際にその機能が十分に発揮されるためには解決されるべき問題が何点かある。特に次の二点が挙げられる。一つはどのような人々がSACREに出席するのか、もう一つはどのような影響力を発揮できるかである⁵⁾。

一つ目については、宗教団体の代表が宗教教育のために集まっているのであって、単に宗教・宗派を代表するために集まっていないことをどこまで自覚しているかどうかのポイントとなる⁶⁾。それはSACREは宗教学校のためにあるのではなく、主に公立学校の宗教教育のためにあるからである。以前のSACREには宗派の代表ではあるが、教育に関してはあまり知らない人が含まれていた。しかしそれでは自分たちの宗教・宗派を守り、進めることにはなっても、学校全体の利益にはならない。また宗教団体の代表だけでなく、SACREに出席するすべての人々は、学校で実際に生じていることや、多元的社会での宗教教育に関する考えなどを持っていることも要求される。そして出席する人々に対して宗教教育に関する情報が与えられることも重要である⁷⁾。1997年のSACREの年度報告の分析によると、教育水準局によるそれぞれのLEA内の査察のレポートを約4分の3のSACREが手に入れており、そのことで学校での宗教教育や集団礼拝の現状を知

ることができる³⁰。しかしより直接的な形で、例えば、学校訪問であるとか、あるいはSACREの出席者への教育などが制度化されれば、そのような形を通して宗教教育への洞察が深くなり、自分たちの利害をこえた対話や合意が生まれる可能性ができるであろう。

二つ目については、現在SACREが持っている権限はシラバスの見直しを要求しLEAにシラバス作成委員会を設置させることだが、シラバスが改訂されるかどうかは保証されていない。またSACREがLEAに対して助言をしてもそれが実施されるかどうかは保証されていない。もちろんSACREの助言は慎重に考慮されるべきであると通達されており、実際、多くのLEAは真剣に考慮しているが、そうでない場合どうするのかといった問題が残る。つまりLEAがSACREの助言を拒否したりあるいは学校がそれを無視した時、それを解決する規定は法律にはない。従って、これらの問題は年次報告やSACREの全国組織などを通じて世論を喚起することによって、あるいはSACRE内で相互に対話することによって、LEAに対して間接的に影響力を発揮するしかない。しかしSACREが地域の教師や親そして関係団体と開かれた論議をして信頼を得ていれば、その助言はLEAにとって有用であり、それを拒否することもないと思われる³¹。

またそのほかの問題点としてメンバー構成があげられる。1944年教育法ではSACREを構成するメンバーの任命などはLEAに任されていたが、それに対して1988年教育改革法ではシラバス作成委員会のメンバーと同じくマイノリティが公式にSACREのメンバーになることを保障したのである。もう少し詳しく見るとSACREはシラバス作成委員会と同じく4つのグループから成り立ち、(A)その地域を代表するキリスト教とその他の宗教、(B)国教会（ウェールズ・モンマスシャーを除く）、(C)教員団体、(D)LEAである。グループAは他のグループよりも人数が多く、多様なグループとなっている。全国的にはキリスト教以外の合計11の宗教がグループAに入っている³²。

全体的にはグループA内においてはイギリス社会の多文化状況を反映しているといってもよいが、グループBは国教会の代表であり教員団体やLEAの代表もキリスト教徒である確率が非常に高いことを考えれば、SACRE全体で考えるとキリスト教が占める割合が高いことになる。さらにグループAは多様なメンバーからなっているにも拘わらず、投票する権利は1票であることも問題である。またシラバス作成委員会は全員一致が要求されるが、SACREは要求されない。そしてシラバス作成委員会においては意見が一致しなかった場合、大臣に報告することができるが、SACREはそうすることができない。そのためグループAの意見が少数として切り捨てられる可能性もある。また宗教団体に関する定義は1988年教育改革法には定められておらず、LEAの裁量に任されている。しかしその定義をいかにするのか、また宗派が複数ある場合どれを代表とするのか、またすべてを選ぶのか、といった問題は複雑である³³。

以上のような役割と問題点などがあるが、最近の報告によると多くのSACREはその役割を果たしているという。例えばアグリードシラバスの資料をつくることや授業水準のモニタリングそして論議のある問題を扱い、学校と地域の親やその他のメンバーの仲介することに精通している。しかしながらSACREによっては年次報告をしなかったり、人数不足のため会合を開くのが困難であるとか、LEAから十分なサポートを得ることができない、十分機能していないとも報告されている³⁴。

(3) SACREに見る多元的社会における宗教教育の可能性

以上のようにSACREは宗教教育や集団礼拝が適切に行われているかどうかを監視する役割を持つ機関であり、「政府はSACREを1988年教育改革法の宗教教育の条項が実行されているかどうかを判断する番犬とみなしているかのように思える」³⁸。確かにそうなのだが、このSACREは単に監視する役割以上の潜在的な能力を秘めた機関であり、宗教教育を離れて多元的社会での教育を考える上でも重要な役割を果たす可能性があると思われる。その一番の理由はこの機関が社会に開かれており、様々な宗派が交渉し折衝する枠組みを提供しているからである。

この折衝可能性の重要性は、1986年に出版されたスワンレポートにも見られる概念である。スワンレポートでは「一般に容認される価値、実践、手続きの枠組みの範囲内で、全体としての社会の形成」を、教育を通して行うことが主張されている³⁹。ヘイドン(Haydon, G.)はこの言葉を手がかりに次のように論じている。価値が多元化した社会では、問題はそれ自身で正当化される価値を求めることから、適用される人々によって正当化されるものとして受け入れられる価値を求めることに変化している。例えば人間の理性や本質に、ある価値の正当化の根拠をおいても、それが本当に文化から独立しているものとは限らず、そのためその価値を普遍的な共通の価値にすることはできない。しかし価値の根拠について不同意がある場合でも、その枠組みの段階では実際に作用している諸価値に関する同意があり得るのは明らかである。つまりある価値を正当化されたものとして受け入れるための根拠が異なっても、その価値を正当化されたものとして受け入れることはあり得るというのである。これを彼は現実的契約論(主義)と呼ぶが、その本質を関係するすべての人々の間での折衝であると考えている⁴⁰。するとこのスワンレポートの文言は、単に多元的社会であってもそれでもその成員が持つべき共通の価値などを模索するのではなく、それぞれの成員が持っている価値を相対化する枠組みの中で、特定の価値の優位を主張せずにその中での折衝可能性を重視する考えであるといえよう⁴¹。

ヘイドンによれば多元的社会は様々な価値を持つ集団からなるため、ある事柄について様々な意見があり対立がある。それらの問題を解決あるいは少なくとも包含することが価値の枠組みの役割の一部なのである。この時当事者は互いに相手の影響力を認識し、同意できなかったとしても、いまなされるべきこと－自分たちの理想よりよくはないが相手の理想よりはよい－について妥協に至るかもしれないのである。またこのような折衝のプロセスがある問題に対して意味を持つならば、それは価値の枠組み自身にも向けられるべきである。というのはいま設定している枠組みそれ自身が問題であるかもしれないからであり、これを自明のものとせず折衝の対象にしていくことが重要である⁴²。

このように考えると、SACREは単に「番犬」である以上の可能性を含んだ機関であるといえよう。なぜならこの機関の設立によって宗教教育に対してモニタリングするができるようになっただけでなく、様々な宗派の代表や人々が参加することによって宗教教育のあり方、つまりシラバスや集団礼拝、その他教授法などに関して積極的に議論し折衝できる場がつくられたからである。また1944年教育法ではその設立が任意であったため、LEAによってはSACREが重要な役割を果たしたといわれているが、あくまでも一部の話であった。しかし1988年教育改革法により常設されたことにより、常に宗教教育に対してかかわることのできる立場にすることになり、見方を変えれば、様々な問題を含む宗教教育が地域や社会に対して常に開かれていることを保障したともいえるのである。

おわりに

以上多元的社会における宗教教育のあり方について、イギリスの事例をもとに検討してきた。ここで分かったことをまとめると次のようになるだろう。

多様な価値観が存在する社会で宗教教育を行うためには、一つの価値を押しつけるのではなく、多様な価値が共存できるようにしなければならない。そのためには各々の存在を適切に承認することが必要である。そのため、まず1944年教育法では、児童・生徒や親、教師の信教の自由に関する権利を守る規定がつくられ、様々な宗派が併存し世俗化が進行した社会で宗教教育を行う工夫がなされていた。また1988年教育改革法は、第二次世界大戦後の移民の流入によるイギリス社会の多元化の進行を考慮し、キリスト教だけでなくマイノリティの宗教にも配慮している。特に宗教教育をモニタリングする機関であるSACREを常設化する点、シラバス作成委員会及びSACREメンバーに、その地方を代表するキリスト教以外の宗教の代表を受け入れることを保障した。これらの点によって、多様な人々が集まり宗教教育のあり方をめぐって折衝し、地方の実状にあわせながら弾力的に宗教教育を行うことが可能になったのである。そしてそのような様々な意見を調整する枠組みこそが、社会の利害や多様な集団間の折衝を可能とし、紛争を解決する道具になり得るのである³⁾。

ただ本稿ではSACREが実際にどれほど有効に機能しているのか、そしてその教育一般への適応可能性については、触れる程度にしか扱えなかった。しかしこのような枠組み・制度は実際に機能するのかどうか、またそうするためにはどのような工夫がなされるべきかといった現実的な問題は、さらに追求すべき課題として残されている。

註

- 1 1944年教育法やそれ以前においては、宗教教育という用語は宗教教授と集団礼拝の両方の意味をさしている。それに対し、1988年教育改革法では宗教教授という用語を使わなくなり、その代わりに宗教教育という用語を使用している。そのため宗教教育という用語が集団礼拝を含む場合とそうでない場合がある。
- 2 イギリスにおける宗教教育の先行研究は多くあるが、国家と教会の関係について歴史的にアプローチした著作としてCruickshank, M. (1963) *Church and State in English Education: 1870 to the Present Day*, London, Macmillan & Co Ltd; Murphy, J. (1971) *Church, State and Schools in Britain 1800-1970*, London, Routledge and Kegan Paul; Chadwick, P. (1997) *Shifting Alliances: Church & State in English Education*, London, Cassellなどがある。また宗教教育の理論的著作としてCox, E. (1966) *Changing Aims in Religious Education*, London, Routledge and Kegan Paul; Hull, J. (1982) *New Direction in Religious Education*, London, Falmer Press; Hull, J. (1984) *Studies in Religion and Education*, London, Falmer Pressなどがある。また1990年代の宗教教育の現状を記した著作としてLeicester, M., Modgil, C. and Modgil, S. (eds.) (2000) *Spiritual and Religious Education (Education, Culture, and Values Volume V)*, London, Falmer Pressがある。
- 3 例えば、岩橋文吉(1979)「イギリスの公立学校における宗教教育と道德教育の関係—1944年教育法下最近30年間の变化—」『九州大学教育学部紀要(教育学部門)』第25集, 九州大学教育学部, 柴沼晶子(1986)「最近のアグリードシラバスから見たイギリスの宗教教育の動向」『日本比較教育学会紀要』第12号, 日本比較教育学会, 柴沼晶子・新井浅浩(2001)『現代英国の宗教教育

- と人格教育 (PSE)』東信堂などを参照。
- 4 三好信浩(1968)『イギリス公教育の歴史的構造』亜紀書房 pp.68-72.
 - 5 Murphy(1971), *op. cit.*, p.52.
 - 6 Murphy, J. (1972) *The Education Act 1870 Text and Commentary*, Newton Abbot, David & Charles, pp.57-63.
 - 7 *Ibid.*, p.91; Cruickshank, *op. cit.*, pp.29-30.
 - 8 Jackson, R. (2000) "Law, Politics and Religious Education in England and Wales: Some History, Some Stories and Some Observations", in Leicester, M., Modgil, C. and Modgil, S. (eds.), *Spiritual and Religious Education (Education, Culture, and Values Volume V)*, London, Falmer Press, p.87.
 - 9 Niblett, W.R. (1966) "The Religious Education Clauses of the 1944 Act— Aims, Hopes and Fulfilment", in Wedderspoon, A.G. (ed.), *Religious Education 1944-1984*, London, George Allen & Unwin Ltd, p.20.
 - 10 The Commission on Religious Education in Schools (1970) *The fourth R: The Report of the Commission on Religious Education in Schools*, London, S.P.C.K., p.167; Cox, E. and Cairns, J.M. (1989) *Reforming Religious Education: The Religious Clauses of the 1988 Education Reform Act*, London, Kogan Page, p.3.
 - 11 Parsons, G. (1994) "There and Back Again? Religion and the 1944 Education Acts", in Parsons, G. (ed.), *The Growth of Religious Diversity: Britain from 1945 Volume 1 Traditions*, London, Routledge, p.168.
 - 12 三浦 正(1977)『「協定教授要目」の変遷』『海外事情』第25巻第3号, 拓殖大学海外事情研究所, p.22.
 - 13 Great Britain (1988) *Education Reform Act 1988: Chapter 40*, London, HMSO. この法律は保守党政権下で導入されたため, 宗教教育のキリスト教化を反動的と考える論者もいるが, 以下で論じるようにそうとは言い切れない面がある。ただ政治過程分析などのより詳しい検証が必要であろう。
 - 14 イギリス社会への移民の流入やその問題, そして彼らの宗教については, 富岡次郎 (1988)『現代イギリスの移民労働者 イギリス資本主義と人種差別』明石書店やParsons, G. (ed.)(1993) *The Growth of Religious Diversity: Britain from 1945 Volume 1 Traditions*, London, Routledge; Parsons, G. (ed.)(1994) *The Growth of Religious Diversity: Britain from 1945 Volume 2 Issues*, London, Routledgeなどを参照。
 - 15 柴沼, 前掲論文, pp.49-50; Bastide, D. (2000) "Religious Education: Cinderella Does Go to the Ball", in Leicester, M., Modgil, C. and Modgil, S. (eds.), *Spiritual and Religious Education (Education, Culture, and Values Volume V)*, London, Falmer Press, pp.100-105.
 - 16 Hull, J. (1989b) "Editorial", *British Journal of Religious Education*, Vol. 12, No. 1, p.1.
 - 17 Shaikh Abdul Mabud (1992) "A Muslim Response to the Education Reform Act 1988", *British Journal of Religious Education*, Vol. 14, No. 2, p.96.
 - 18 Skinner, G. (1993) "Religious Education: Equal but Different?", in Pumfrey, P.D. and Verma, G.K. (eds.), *Cultural Diversity and the Curriculum Volume 1 The Foundation Subjects and Religious Education in Secondary Schools*, London, Falmer Press, p.61.
 - 19 Hull, J. (1989a) "Editorial", *British Journal of Religious Education*, Vol. 11, No. 2, pp.60-61; Hull (1989b), *op. cit.*, p.1.
 - 20 The RE Council of England and Wales et.al. (1998) *Collective Worship Reviewed: Report of the 1997 Consultation*, Abingdon, Culham College Institute, p.18..

- 21 Department for Education (1994) Circular No.1/1994, p.20.
- 22 Cox and Cairns, *op. cit.*, p.34.
- 23 Rudge, J. (1991) "Testing Time for Religious Education", *British Journal of Religious Education*, Vol. 13, No. 3, p.175; Poulter, S. (1990) "The Religious Education Provisions of England's Education Reform Act 1988 (or What the Establishment Clause is Saving You From)", *Journal of Law & Education*, Vol. 19, No. 4, p.516.
- 24 Cox and Cairns, *op. cit.*, p.52.
- 25 *Ibid.*, pp.54-55.
- 26 Hull, J. (1993) "Editorial", *British Journal of Religious Education*, Vol. 16, No. 1, p.4.
- 27 Cox and Cairns, *op. cit.*, p.55.
- 28 School Curriculum and Assessment Authority (1997) *Analysis of SACRE Report 1997*, London, School Curriculum and Assessment Authority, p.4.
- 29 Taylor, M. J. (1989) *SACREs: Their Formation, Composition, Operation, and Role on RE and Worship*, Berkshire, NFER, p.177; Cox and Cairns, *op. cit.*, p.55.
- 30 Taylor, *ibid.*, p.37.
- 31 *Ibid.*, pp.18-21.
- 32 The Times Educational Supplement, 13 October, 2000.
- 33 Cox and Cairns, *op. cit.*, p.54.
- 34 Great Britain. Committee of Inquiry into the Education of Children from Ethnic Minority Groups (1985) *Education for all: the report of the Committee of Inquiry into the Education of Children from Ethnic Minority Groups; Chairman: Lord Swann*, London, HMSO, p.5.
- 35 Haydon, G. (1987) "Towards 'a Framework of Commonly Accepted Values'", in Haydon, G. (ed.), *Education for a Pluralist Society: Philosophical Perspectives on the Swann Report*, London, Institute of Education, University of London, pp.25-36.
- 36 宮寺晃夫 (1997)『現代イギリス教育哲学の展開 多元的社会への教育』勁草書房, p.373.
- 37 Haydon, *op. cit.*, pp.31-32.
- 38 Harte, J.D.C. (1991) "Worship and Religious Education under the Education Reform Act 1988 —a Lawyer's View", *British Journal of Religious Education*, Vol. 13, No. 3, p.153.

(博士後期課程 3 回生, 比較教育政策学講座)